

# 開東社会保険ニュース

No.95

平成 18 年 5 月

## 残業しすぎていませんか？

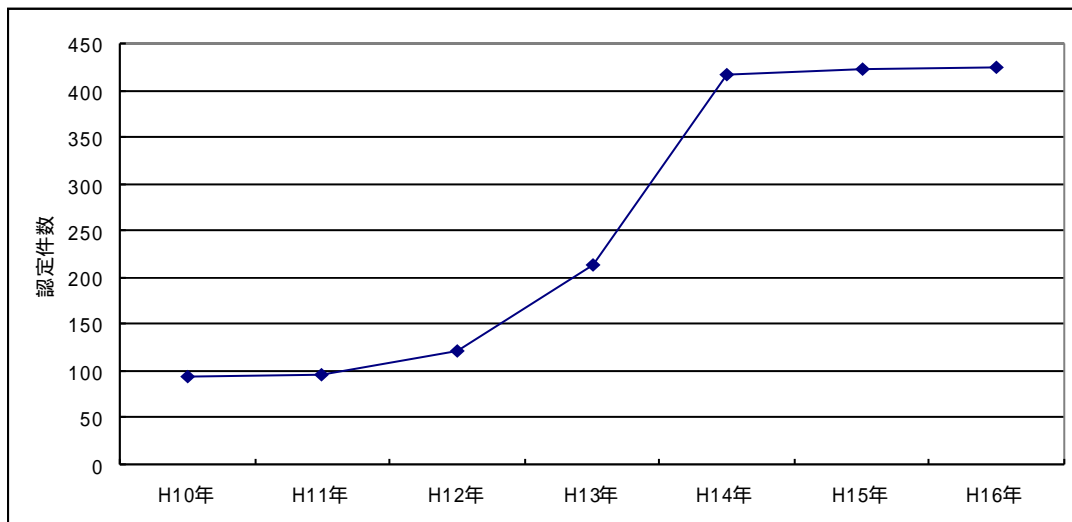


労働安全衛生法が一部改正されました（平成 18 年 4 月より）。内容は、残業時間の多い労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないというものです。

毎日夜の 10 時、11 時ごろまで残業しているようなとき（月 100 時間超の残業）で、その労働者から事業主に申し出があった場合、医師による面接指導が義務づけられました。また月 80 時間程度の残業でも、事業所にはこの面接指導をなるべく受けさせるようとなりました（努力義務）。

ある調査では、月々の残業時間が 60 時間を超えるようになると、疲労感が増大し、体調不良の自覚が増え、仕事中に強い眠気に襲われるという回答が急激に増えるという結果がでています。残業が増えると心も身体も疲れ、仕事の生産性も逆に悪くなる傾向にあります。

最近マスコミなどでも良く取り上げられていますが、長時間労働による健康障害（過労病、過労死）がすごく増えているのも事実です。その結果として、過労病（脳・心臓疾患、うつ病など）や過労死の労災認定も増えています（下図「厚生労働省発表の脳心臓疾患、精神障害の労災認定件数の推移」）。



平成 14 年より極端に増えたのは、労災の認定基準が緩和されたためです。労災になれば当然事業主の責任も問われることになります。

労働基準法において、1 週間の労働時間の上限は 40 時間、1 日は 8 時間とされています。また、残業をさせる場合は、時間外・休日労働に関する労使協定（通称「36 協定」）を事業主と従業員間で取り交わす必要があります（労基署への届出の義務もあります。届出をしないで、残業していると事業主が罰せられます）。

恒常的に残業が多いような事業所は仕事の配分、やり方など見直してみるのはいかがでしょうか？

残業問題（サービス残業、過労問題、メンタルヘルスなど）のアドバイスもしております。いつでも下記にお問い合わせください。



ご質問・ご相談は **開東社会保険労務事務所**  
〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階  
TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711  
ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス [info@kaito-sr.com](mailto:info@kaito-sr.com)